プロジェクト　ASAF 対応

項目　料金規制対象活動

I. 本資料の目的

1. 本資料は、主に 2015 年 10 月に開催予定の会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）会議に向けて、これまでの経緯、IASB スタッフによる検討、これに対する事務局による分析及び ASBJ による ASAF 会議における対応（案）についてまとめたものである。

2. 上記のうち、IASB スタッフによる検討においては、「定義された料金規制」の財務上の影響を財務諸表に反映するか否かについて検討する上で、2015 年 5 月公表の「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「概念 ED」という。）で示されている考え方を踏まえた分析が示されており、ASAF メンバーの見解が求められている。なお、IASB スタッフによる検討の詳細については、参考資料 2-2「『概念フレームワークの含意』- 料金規制対象活動プロジェクトのための提案」において示されており、本資料には、特に必要と考えられた部分に限って記載している。

II. これまでの経緯

料金規制 DP の公表とこれに対するフィードバック

3. IASB は、2012 年 9 月以降、料金規制活動に関するリサーチ・プロジェクトを開始しており、2014 年 9 月にディスカッション・ペーパー「料金規制の財務上の影響の報告」（以下「料金規制 DP」という。）を公表した。料金規制 DP は、次の論点に関して広く関係者から意見を募ることを目的として公表された。

   (1) 料金規制企業が営業する経済環境が、他の経済環境とどのような特徴について異なるか。

   (2) 現行の IFRS の会計処理要求事項を修正することで、これらの特徴を一般目的財務諸表に反映することができるか。

4. その後、2015 年 2 月の IASB 会議において、料金規制 DP に寄せられたコメント及びアウトリーチの結果入手したコメントについて IASB スタッフから次のような報告がされた（当委員会が提出したコメントレターの骨子については、別紙 1 参照）。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

（全体的な方向性と範囲）

(1) プロジェクトの進め方：料金規制の特徴、料金規制による権利及び義務、並びに、利用者が最も有用と考える情報に焦点を当てて検討を進めていくことに対しては、殆どの者から賛同が得られた。

(2) 検討対象：料金規制 DP で示されていた「定義された料金規制」をベースに会計処理の検討を進めていくことに対して強い支持が示された。

（料金規制活動に特有な会計上の要求事項を開発することへの支持）

(1) 料金規制活動に特有な要求事項の開発：IFRS の財務諸表において最低限何らかの規制繰延勘定を認識することになる原則ベースの会計上の要求事項を開発することに強い支持が示された。

(2) 規制繰延勘定の認識を検討するアプローチ：IFRS に基づく財務諸表に規制繰延勘定を認識することを支持した者の殆どは、概念フレームワークの枠内でこれが検討されるべきとしていた。また、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」における原則をベースとしたアプローチに最も多くの支持が示された。

(3) 開示のみのアプローチ：開示のみのアプローチには、強い支持は示されなかった。

（3 者関係及び 2 度目のディスカッション・ペーパーの開発）

5. 当該フィードバックを踏まえ、IASB は、2015 年 5 月の会議において、料金規制活動に関連する 3 者（料金規制対象企業とその顧客、料金規制対象企業と料金規制機関、及び、料金規制機関と料金規制対象企業の顧客）の関係に着目しつつ、基準設定活動の一環として 2 度目のディスカッション・ペーパーを公表することを暫定決定している。なお、当該 3 者の関係は、次のように図示し得る（当該 3 者関係のうち、「料金規制対象企業とその顧客」の関係は既に IFRS 第 15 号で定められている。）。

図 1：料金規制活動に関する 3 者関係

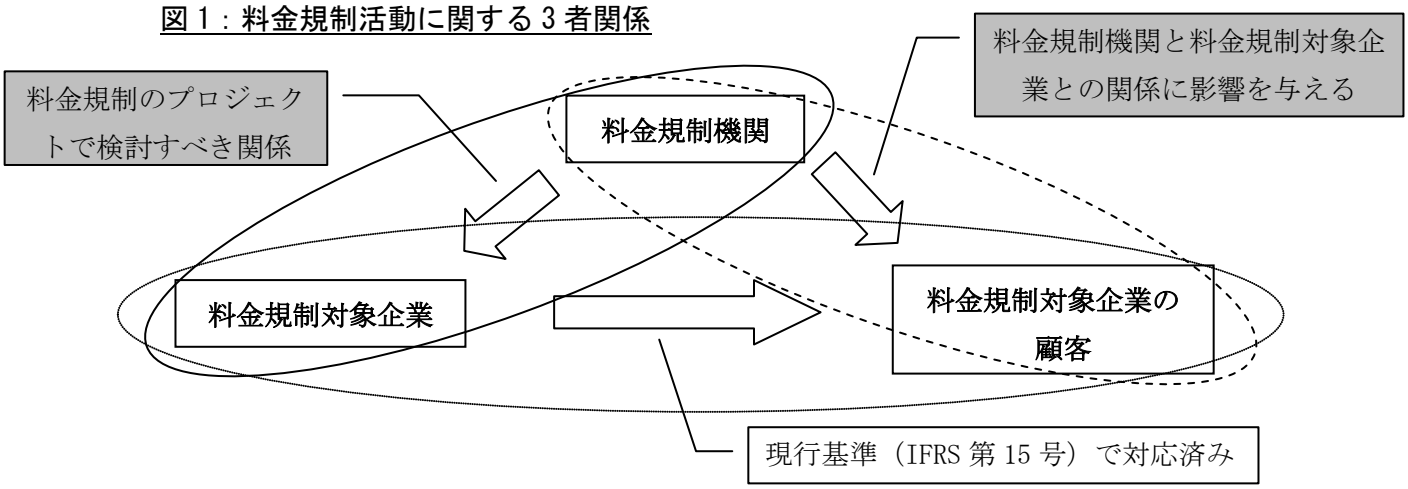

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

2015 年 7 月の ASAF 会議

6. 2015 年 7 月の ASAF 会議では、概念 DP で記述された「定義された料金規制」に該当する状況が存在する場合に、当該状況を IFRS に準拠した財務諸表へ反映するためにどのようなアプローチが考えられるかについて、設例が示されたうえで、ASAF メンバーによる議論が行われた。ASAF 会議において、ASAF メンバーから次のような見解が示された（ASAF 会議における議論の詳細については、別紙 2 参照）。

(1) 企業及び料金規制機関との規制上の関係は、それによって現行の IFRS の会計実務の変更を支持できるほど十分に強くはないため、「定義された料金規制」の財務上の影響を反映するような調整は行うべきでない。

(2) 規制上の関係は、「規制資産」及び「規制負債」の認識を導き得る財務上の影響を創出するうえで十分に強い可能性はあるが、現行の主な IFRS 実務を変更する会計モデルの開発によって便益がコストを上回るほど、十分に強固な「定義された料金規制」が広く存在しているかどうかは疑問である。

(3) 特定の活動を実施する前に、企業から顧客への請求金額に当該活動の対価が含まれている場合、規制負債を認識することを支持するが、活動が顧客に請求がなされる前に行われる場合に規制資産を認識することには反対する。これは、次のうち、後の時点で関連する対価を認識することを選好していることを示すものである。

① 顧客への請求
② 特定の活動の実施

III. 今回の ASAF 会議における議論

今回の ASAF 会議の目的

7. IASB スタッフは「定義された料金規制」の財務上の影響を IFRS に準拠した財務諸表により忠実に反映する会計モデルを開発することが可能かについて検討を行っており、このためには、開発される可能性のあるモデルが概念 ED における提案に適合するのかが重要である。

8. このため、今回の ASAF 会議では、次の点を目的とした議論が予定されている。

(1) 「定義された料金規制」と概念 ED における提案との関係を明らかにすること

(2) 2015 年 7 月の ASAF 会議において、ASAF メンバーから示された見解と概念 ED との関係について明らかにすること

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

「定義された料金規制」と概念 ED における提案との関係

9. IASB スタッフによる「定義された料金規制」と概念 ED における関連する提案との関係について、IASB スタッフから、次のような分析が示されている。

（定義された料金規制）

10. 料金規制 DP において示された「定義された料金規制(defined rate regulation)」は、次のような企業の義務及び権利を創出する料金規制を指すものである。(参考資料 2-2 スライド 10 から 13 参照)

(1) 企業による次の義務

① 料金規制サービスが、供給が途切れることなく、利用可能であることを確保する。

② 顧客からの要請に応じて、料金規制サービスを提供する。

③ 政府のその他の政策（社会政策、環境政策、財政政策）を達成するためにその他特別の活動を遂行する。

(2) 規制上の義務を充足することと引き換えに決定可能な対価の総額（収益必要額)を顧客に請求する企業の権利

(3) 上記の権利と義務は料金規制機関と企業の間の 「規制上の合意(regulatory agreement)」に規定されている。なお、「規制上の合意」は次の性質を有するものである。

① 特定の期間（数年に及ぶ場合がある）の収益必要額を設定する。

② 当該期間の規制対象サービスに対する需要の見積りレベルを識別する。

③ 以下の組み合わせに基づき当該期間の規制の料率を決定する。

- 「収益必要額(revenue requirements)」の見積り
- 需要の見積り
- 顧客への請求時期

④ 以下の料金調整メカニズムを含む。

- 見積りからの乖離を「訂正」する 。
- 料金規制機関が料率の変動やキャッシュ・フローをなだらかにするため、収益必要額を顧客に請求するタイミングを調整する。

(4) 上記 (3) ③に記載する「収益必要額」は次の特徴を有するものである。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

① 複数のステップに基づいて（ビルディング・ブロックで）計算される。

② 算入可能原価は以下の見積りに基づく。

- 発生した合理的な原価
- 使用する資産への投資に対する公正な収益率

③ 以下の活動に関連する算入可能原価が含まれることがある。

- 過去の期間に遂行された活動
- 将来の期間に遂行される予定の活動

11. 現行の IFRS における会計実務においては、(「定義された料金規制」に該当する場合でも)、一般的に、規制料率に含まれ得る次の要因について調整を行うことなく、顧客へ提供された財又はサービスの数量に規制料率を乗じた額によって収益が認識されている。(参考資料 2-2 スライド 4 参照)

(1) 別の期間において顧客に提供される財又はサービス

(2) 別の期間において提供される他の特定の活動

(3) 過去の期間に関連する見積りと実績値との調整

（料金規制に関連する概念 ED による提案）

12. 概念 ED では、「定義された料金規制」の会計処理を検討するにあたって、次の事項が提案されている。

(1) 負債の定義（参考資料 2-2 スライド 25 及び 26 参照）

(2) 未履行契約（参考資料 2-2 スライド 27 参照）

(3) 資産の定義（参考資料 2-2 スライド 28 及び 29 参照）

(4) 資産及び負債の認識（参考資料 2-2 スライド 30 参照）

(5) 慎重性、中立性及び非対称性（参考資料 2-2 スライド 31 から 33 参照）

IV. ASAF メンバーへの質問

13. 今回の ASAF 会議では、主に次の点に関する見解が ASAF メンバーに求められている。

(1) 定義された料金規制の財務上の影響

(2) 概念 ED で提案された概念が定義された料金規制にどのように適用されるか

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(3) 現行の概念フレームワークで使用している概念と比較して、概念 ED で提案されている概念は ASAF メンバーの見解に違いをもたらすと考えられるか

14. 上記に関して、具体的には、IASB スタッフから、次の質問が示されている。

（質問 1:ビジネスの実態）

15. 規制上の合意は企業に対して次のものを創出する。

(1) 特定の活動を実施する義務

(2) それら活動の遂行と引き換えに決定可能な対価の金額を請求できる権利

顧客へ請求する規制料率は、企業が顧客へ請求する対価を回収できることを確実にするように規制機関が使用する料金メカニズムを反映している。

企業の顧客との間の契約のビジネスの実態を考えて、会計は規制上の合意による「上書き(overlay)」を反映すべきか。それは、なぜか。

また、次の点について、どのように考えるか。

(1) 規制上の合意は、「未履行契約」（合意の開始時点においては料金規制機関も顧客も規制対象企業も何らの義務も果たしてしていない）に類似したものとみなすことができるか。

(2) 顧客が規制上の合意の当事者ではないという事実によって、企業は料金規制の財務上の影響を評価し、報告する際、規制上の合意やグループとしての顧客との契約の取決めを考慮することが妨げられるか。

(3) 規制上の合意に対する会計を顧客との契約に紐づけるために、料金規制機関はキャッシュ・イン・フロー及びキャッシュ・アウト・フローを保証する必要があるか。

（質問 2:規制負債）

16. 顧客へ請求する規制料率には、将来において履行される活動に関連する対価の金額が含まれ得る。また、料金規制機関も顧客も、将来のある時点までは履行又はサービスや経済的便益の移転を強制できない。

顧客が将来において履行される活動に関連する金額について先に代金を請求される場合、将来において当該特定の活動を実施する企業の義務は、概念 ED における負債の定義を満たすか。それは、なぜか。

（質問 3:規制資産）

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

17. 規制上の合意は、将来のある時点まで顧客へ請求できない特定の活動について、企業に対して当期に実施することを要求することもある。

企業が、決定可能な対価の金額を将来において顧客に請求する権利を得る特定の活動を実施したとき、将来において顧客に請求できる権利は、概念 ED の資産の定義を満たすか。それは、なぜか。

特に、次の点についてどう考えるか。

(1) 企業が規制上の合意のとおりに特定の活動を実施した場合、対価を課する権利は創出されるか。あるいは、当該権利は、将来において企業が料金規制の対象となる追加的なサービスを移転し、将来の期間での規制料率を使用して顧客へ請求可能となった時に創出されるか。

(2) 特定の活動の実施に対する企業による顧客への請求権が存在する、又は、概念 ED の認識規準を満たすためには、当該権利が「無条件」でなければならないか。

(3) 将来まで顧客へ請求する権利を強制できない場合、資産は存在しないか。

V. ASBJ 事務局による分析

総論

18. 「定義された料金規制」という限定された状況下においては、概念 ED で提案されている資産及び負債の定義並びに認識の閾値に関する IASB による暫定決定事項に照らすと、こうした権利と義務の組合せを資産又は負債として認識すべきでないと結論づけることは非常に困難と考えられる。

19. しかし、「定義された料金規制」が存在する状況は極めて限られており、このような限られた状況のために会計基準を開発することは、基準開発に必要なコストと得られる便益を勘案すると正当化できないと考えられる。このため、特別な会計処理を要求する会計基準の開発を行わず、開示を改善する方法が妥当と考えられる。

質問 1：ビジネスの実態

（顧客との契約に関するビジネスの実態を考慮し、規制上の合意を反映させるべきか）

20. 「定義された料金規制」に該当する限定的な状況では、料金規制における規制上の合意によって、特別の権利及び義務が創出され、収益必要額と顧客への請求額との差額が将来の事業活動を通じて調整されるという合理的な保証が提供されていると考えられる。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

21. このため、少なくとも、「定義された料金規制」に該当する状況において、規制上の合意を会計上反映させることは適切と考えられる。

（規制上の合意は未履行契約と同様に考えられるか）

22. 規制上の合意は、料金規制機関と規制対象企業との間の二者間の契約であり、顧客は合意の当事者ではない。しかし、規制上の合意は、企業に、以下の義務と権利を発生させるものがある。

(1) 特定の活動を実施する義務（例えば、洪水によって水道施設が破損した場合に、一定の品質を確保するため、速やかに水道施設を補修する義務）

(2) 当該活動の実施と引き換えに決定可能な対価の金額を顧客（グループ）に請求できる権利

23. 前項の義務及び権利は、規制上の合意が締結された時点においては、同等に未履行であることから、規制上の合意によって、料金規制機関と規制対象企業の間に未履行契約（または、これに類似する契約）が発生したと考えられ得る。

（規制上の合意や顧客グループとの契約を考慮すべきではないか）

24. 顧客は規制上の合意の当事者ではないものの、その旨を理由として、規制上の合意や顧客（グループ）との契約を会計上考慮すべきでないという結論にはならないと考えられる。これは、次の理由による。

(1) 企業と顧客との関係（企業が顧客に提供すべき財又はサービスや顧客への請求額を含む。）は、第一義的には、企業と顧客の間に締結される契約によって決定される。しかし、「定義された料金規制」においては、顧客への請求額は、規制上の合意に基づく規制上の料率によって決定されるほか、提供される財・サービスは必須のものであるために顧客は消費量を減少させることができず、かつ、供給される企業に競争がないために決定された規制上の料率で購入する以外に選択肢がない（需要の価格弾力性が非常に小さい）。このため、会計処理を検討するに当たっては、規制上の合意を反映させる必要がある。

(2) また、規制上の合意は、需要の価格弾力性が非常に小さいため、現在の顧客だけでなく、将来の顧客も含め、グループとしての顧客に対して権利及び義務を創出するものと考えられる。

（顧客との契約に規制上の合意を反映させるためにキャッシュ・フローの保証が必要か）

25. 「定義された料金規制」においては、需要の価格弾力性が非常に小さいために、規制上の合意に基づく料率に従い決められた対価の金額（総額）を将来における顧客グループに請求（又は払い戻し）することになることが合理的に保証されると考え

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

られる。

26. このため、当該権利（又は義務）を通じたキャッシュ・イン・フロー又はキャッシュ・アウト・フローの発生の確度は十分に高いと考えられ、実質的にキャッシュ・フローの発生が保証されていると考えられる。

質問 2：規制負債

（企業が、将来、特定 の活動を実施する義務は概念 ED における負債の定義を満たすか）

27. 「定義された料金規制」という限られた状況においては、規制上の合意に基づいて企業が将来において特定の活動を実施する義務を負う活動に関連する金額が顧客に対して事前に請求された場合、次の理由から、当該特定の活動を実施する義務は概念 ED の負債の定義を満たすと考える。

(1) 概念 ED では、「負債とは、企業が過去の事象の結果として経済的資源を移転する現在の義務である。」とされているほか、「現在の義務」を有するためには、①企業は移転を回避する実務的な能力を有しないほか、②当該義務が過去の事象から発生している（すなわち、企業は自らの義務の程度を決定する経済的便益の受取りを行っているか、活動を行っている）ことが必要とされている。

(2) 上記の①、②について、次のように分析される。

要　件	判　定
企業は移転を回避する実務的な能力を有しない。	定義された料金規制においては、企業は当該事業から退出することができないため、経済的資源の移転を回避する実務的な能力を有しないと考えられる。
当該義務は過去の事象から発生している（すなわち、企業は自らの義務の程度を決定する経済的便益の受取りを行っているか、活動を行っている。）。	本質問では、企業は将来実施する活動に関連する金額について代金を請求していることが前提とされており、当該金額は、規制上の合意によって算定されると考えられる。 このため、企業は、自らの義務の程度を決定する経済的便益の受領をしていると考えられる。

質問 3：規制資産

（顧客に将来請求できる権利は概念 ED の資産の定義を満たすか）

28. 「定義された料金規制」という限られた状況においては、企業が、決定可能な対価の金額を将来において顧客に請求する権利を得る特定の活動を実施したとき、将来において顧客に請求できる権利は、概念 ED で提案されている資産の定義を満たす

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

と考える。

29. これは、「定義された料金規制」に該当する限定的な状況では、本資料の第 20 項において記載したとおり、料金規制における規制上の合意によって、収益必要額と顧客への請求額との差額が将来の事業活動を通じて調整されるという権利が創出されると考えられるためである。

（規制上の合意に従って特定の活動を実施した場合、対価の請求権は発生するか）

30. 企業が「規制上の合意」に従って特定の活動を実施する場合、「規制上の合意」によって、将来の活動において顧客グループへの請求額の調整を行う権利を有することになると考えられる。

31. このため、「規制上の合意」に従って特定の活動を行うこと自体が「過去の事象」に該当すると考えられる。

（概念 ED の認識規準を満たすには顧客への請求権は「無条件」である必要があるか）

32. 概念 ED で提案されている認識規準においては、「存在」（定義）に関しても、「認識」に関しても、「無条件である」ことは要件とされていない。このため、顧客を総体としての顧客グループと捉えることを前提とすると、概念 ED の認識規準を満たすうえで、請求権が「無条件」である必要はないと考えられる。

（顧客への請求権の行使が将来まで行えない場合、資産は存在しないか）

33. 概念 ED で提案されている資産の定義に照らすと、「現時点において権利が強制できる」ことは資産の定義の要件となっていない。このため、顧客への請求権が将来まで行えないことをもって、資産が存在しないと判断することは不適切と考えられる。

34. なお、定義された料金規制においては、需要の価格弾力性が非常に小さいため、経済的便益のイン・フローが発生する確率は非常に高いことから、存在の不確実性が高いとはいえないと考えられる。

VI. ASBJ の発言案

35. 今回の ASAF 会議では、ブレーン・ストーミング的な議論が想定されていることから、ASAF メンバーに対する質問に対しては、事務局による分析を踏まえ、適宜行うことが考えられる。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

【別紙 1】

国際会計基準審議会(IASB)のディスカッション・ペーパー（DP/2014/2）料 金規制の財務上の影響の報告」に対するコメントレター（抜粋）

3. …我々は、「定義された料金規制」からは、権利と義務の組合せを財務諸表に反映させるべきかについて検討を要する特有の権利及び義務が生み出されている可能性が高い（つまり、経済的な影響がある）と考えている。但し、当委員会は、我が国における料金規制の仕組みは、殆どが「定義された料金規制」に該当しないと認識している。

4. 次に、当委員会は、こうした権利及び義務の組合せを財務諸表で会計処理するために特別な会計処理の要求事項が必要かどうかについて、現時点で確たる結論に至っていない。当委員会は、こうした権利及び義務は他と十分に異なる性質を有するものであり、IASBがこれらを資産又は負債として認識すべきと結論づける場合、特別な会計処理の要求事項が必要になるものと考えている。また、当委員会は、概念フレームワーク・プロジェクトの一環において検討されている資産及び負債の定義並びに認識の閾値に関するIASBによる暫定決定事項に照らすと、こうした権利と義務の組合せを資産又は負債として認識すべきでないと結論づけることは非常に困難と考えている。

5. しかし、当委員会は、このような分析により、こうした権利及び義務を資産や負債として認識すべきであると直ちに結論づけられるとは考えてない。これは、主として、IASBによる暫定決定事項によって、ある資産又は負債を認識する必要がある理由について非常によく説明できる反面、資産又は負債を認識すべきでないと結論づけるには十分な厳密さに欠ける可能性があるためである。また、利用者は、料金規制に関連する情報は企業の将来におけるキャッシュ・イン・フローの見通しを評価するにあたって有用であろうと考えている一方、資産又は負債を認識すべきかどうかについては比較的中立的であった。このため、当委員会は、料金規制の仕組みに関連する資産又は負債を認識することで、財務情報がより目的適合性のあるものになり、より忠実な表現となるかについて定かではない。

9. …仮にIASBが「定義された料金規制」に焦点を絞った場合、我が国の状況においては本プロジェクトの適用範囲は極めて限定的となることが考えられる。また、料金規制対象企業間の競争を促していこうとする国際的な傾向を考慮すると、当委員会は、他の法域でも同様ではないかと考えている。その場合、当委員会は、IASBが基準開発プロセスを正式に開始する前に、基準開発活動に要するコストと便益の観点から本プロジェクトを正当化できるか、緊急を要するものであるかについて慎重な

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

評価を行うことを提案する。当委員会は、本プロジェクトにおけるこれまでの困難性を考慮すると、「開示のみ」のアプローチを他のアプローチよりも優先させることが適切ではないかと考えている。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

【別紙 2】

2015 年 7 月のASAF会議における議論

1. 2015 年 7 月の ASAF 会議では、「料金規制対象企業と料金規制機関」及び「料金規制機関と料金規制対象企業の顧客」の関係について設例を用いた議論がされた。具体的には、ある国において家庭向けの水（上下水）について独占的なサービス供給会社を行う料金規制企業が想定されたうえで、料金規制機関と料金規制対象企業との間の取決めに従って、料金規制企業より次の役務提供がされた場合、関連する収益の全部または一部について繰延べや見越計上を行うべきか、又は、関連する費用の繰延べや見越計上を行うべきかについて議論された。

(1) 洪水被害の復旧：当年度において、緊急的に洪水被害の復旧作業を行うため、費用は当年度に認識されるとともに、当該費用が将来の期間における収益要求額の計算に含まれるため、将来の期間において費用の回収が見込まれる。

(2) 環境に負荷を与えない水施設プロセスの研究開発：当年度における収益必要額の計算に研究開発費が含まれていたが、実際の支出額（費用として認識）が見積りを大きく下回っているとともに、研究開発が成功しなければ収益として受領した金額の一部又は全額を返還することが要求される。

(3) 新たな水処理施設の建設：当年度における収益必要額の計算に建設資金が含まれていたが、実際の支出額（資産として認識）が見積りを大きく下回っている。

（ASAF 会議での概要）

2. 設例をベースとして、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。なお、時間の関係で、議論は洪水復旧費用を中心に行われた。

（洪水復旧費用）

(1) 料金規制機関と料金規制対象企業は、料金規制契約（料金算定式を含む）に従い、洪水復旧費用を将来回収することに合意している。そのため、企業は、将来において対価を回収する現在の権利を有していると考えられる。会計手法としては、当期に発生した費用の繰延べを行う方法と収益の見越計上を行う方法があるが、期末時点において収益率が識別できないことから、収益の見越計上は採りえない。このため、費用の繰延べを行う方法を妥当と考える。

(2) 費用の繰延べを行う方法と収益の見越計上を行う方法で見解が分かれている。 しかし、料金規制は料金規制対象企業の収益性を確保するのが目的であること等を考慮すると、収益の見越計上を行う方法の方が良いのではな

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

いか。

(3) 発生した費用に対応する収益の見越計上を行う方法を支持する。

(4) 特段の調整を行わない方法を支持する。

(5) 料金規制対象企業は、収益要求額の設定を通じて洪水復旧費用相当額を請求する権利を有するかもしれないが、財又はサービスを顧客に提供するという履行義務を充足していない。また、回収可能性は、請求された料金で顧客が消費するという将来事象に依存する。したがって、費用の繰延べや収益の見越計上を通じて資産計上する方法には反対する。このため、特段の調整を行わない方法を支持する。

(6) 過去の経験に基づくと、料金規制対象事業においては、対価の回収可能性はあると合理的に想定できるのではないか。

（研究開発費）

(7) 時間の関係上、代替案について挙手による意思確認のみが行われた。この結果、収益の繰延べを支持する者は 6 名、費用の見越計上を支持する者はおらず、特段の調整を行わない方法を支持する者が 4 名であった。

（建設費）

(8) 時間の関係上、代替案について挙手による意思確認のみが行われた。この結果、収益の一部繰延べを支持する者は 5 名、収益の全額繰延べを支持する者が 2 名、特段の調整を行わない方法を支持する者が 4 名であった。

（7 月の ASAF 会議における ASAJ の発言要旨）

3. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

(1) 洪水復旧費用については、設例で示された事実関係に従うと、関連する収益の見越計上を行う方法が適当と考えられる。しかし、設例で示された事実関係は現実的には殆ど想定し得ない。このため、我々は、このような限られた状況のために会計基準を開発することは、基準開発に必要なコストと得られる便益を勘案すると正当化できないのではないかと考えている。したがって、特別な会計処理を要求する会計基準の開発を行わず、開示を改善する方法を支持する。

(2) 研究開発費、建設費についても、洪水復旧費用と同様、特別な会計処理を要求する会計基準の開発を行わず、開示を改善する方法が適当と考えている。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。